

- ・コードの紐付けが誤っており、処方意図と異なる医薬品名が表示される事例
医療機関から、医薬品（A）がダミーコードで送られてきた際、薬局においてダミーコードと医薬品（A）として紐付けてしまい、その後に別の医薬品（B）がダミーコードで送られてきた際、薬局ではダミーコードに医薬品（A）が紐ついているので、**医薬品（B）ではなく医薬品（A）が表示された。**

上記の他、想定される事例

医療機関・薬局において独自に使用しているコード（ハウスコード）と、電子処方箋で用いるコード（YJコード、レセプト電算コード、一般名コード）との紐付けが誤っており、**意図されたものとは異なる医薬品が表示された。**

対応方法：ダミーコードに特定の医薬品を紐付けない。ハウスコード等を自薬局の医薬品マスタに登録している場合は、紐付けが誤っていないか点検する。

- ・製剤単位量が薬価基準単位量に変換されずに、そのまま表示された事例
1 缶 250mL 入りの栄養剤（薬価基準単位：mL 製剤単位：缶）
医科側の電子処方箋で処方：250mL 3 缶を念頭に「3」と入力
→薬局側電子処方箋システム上での表示：**3 mL**
注）医科側で電子処方箋の記述規約にある「単位変換レコード」を適切に利用すれば、薬局側電子処方箋システム上で 750mL と表示されるが、適用されていない場合がある。

上記の他、想定される事例

1 本 5 g 入りのチューブ剤（薬価基準単位：g 製剤単位：本）
処方意図：1 本 5 g 2 本を「2 本」と入力 → 「2 g」と表示
正しくは「10 g」

対応方法：表示された薬剂量が医薬品の用法用量に則っているか慎重に確認する。